

# 平成29年第4回農業委員会議事録

平成29年4月26日

長瀬町農業委員会

## 平成29年第4回農業委員会議事録

開催通知年月日 平成29年4月12日  
開催年月日 平成29年4月26日  
開催場所 長瀬町役場4階 全員協議会室  
開会時刻宣告者 14時59分 事務局長 南 勉  
閉会時刻宣告者 15時17分 事務局長 南 勉  
会長 齊藤 實 会長職務代理 鈴木 誠

### ○出席委員

席次	氏名	席次	氏名
2	鈴木 誠	11	高橋 満
3	中川 知久	12	野村 五郎
4	田嶋 武明	13	福島美知子
5	坂上 良資	14	須賀 晴夫
7	田端 久子	15	齊藤 實
8	笠原 光次		
9	中井 孝志		

○遅刻委員 な し

○欠席委員 10 中畝 信雄

議事参与者 事務局長 南 勉 主 査 村田 和也  
主 事 峰岸 綾子

### 会議件名

- (1) 農地法第5条の規定による許可申請2件について
- (2) その他
  - ・次回委員会開催日程について

◎開 会

○事務局長 本日は、お忙しい中をご参集いただきましてありがとうございます。

それでは、ただいまから農業委員会を開会いたします。

(午後2時59分)

---

◎会長挨拶

○事務局長 初めに、齊藤会長からご挨拶をお願いいたします。

○会長 皆さん、こんにちは。大変お忙しい中ご参集をいただきまして、ありがとうございます。  
す。

また、季節のほうも1年間では非常にいいような季節になりました。新芽が出るというのはいいですね。何となく人間も浮き浮きするような、何となく明るい未来があるような、そんな感じがする今日このごろでございます。

では、大変お忙しい中でございますが、ひとつ慎重にご審議をいただきまして、ご協力をお願いし、挨拶をさせていただきます。

○事務局長 ありがとうございます。

早速会議に入らせていただきます。

---

◎議長選出

○事務局長 会議規則第4条の規定により、会長に議長をお願いいたします。

---

◎開議の宣告

○議長 それでは、議長を務めさせていただきますので、議事の進行にご協力をお願いいたします。  
ます。

ただいまの出席委員は12名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。  
なお、本日の会議に欠席の届け出が中畝信雄氏よりありました。報告させていただきます。

---

◎議事録署名人の指名

○議長 議事録署名人の指名を行います。

9番、中井孝志委員、11番、高橋満委員を指名したいと思います。ご異議ございませんか。



者の協力により当地番上にあった抵当権も抹消していただき、所有権移転及び許可申請に支障がなくなりましたので、今回申請いたしましたということです。

次に、計画の内容ですが、土地造成は743平方メートルです。

次のページから配置図と現況写真があります。

なお、本件は追認のため、新たな費用は発生いたしません。

現在お回ししています申請書に始末書も添付されておりますので、あわせてご確認をお願いいたします。

次に、農地の状況ですが、長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区域でも市街化調整区域でもないその他の区域となります。また、農地の区分としましては、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

なお、申請地は県立長瀬玉淀自然公園の普通地域内にあり、道路には接していない農地となります。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、12番、野村五郎氏の説明をお願いいたします。

○12番野村五郎委員 12番、野村です。

19日に村田さんと————の土地を見てまいりました。外からは見えないので、————の社長立ち会いで工場内に入りまして見てまいりました。農地と言っても、現在はコンクリートで固められた場所なので、境ぐいも何もわかりませんでしたけれども、平成8年ごろから利用している土地なので、そのころは担保だったらしいので手続ができなかったそうなので、そのままその土地に建物を建てて利用していたということですけれども、そんな状況なので、ひとつご審議をよろしく申し上げます。

○議長 野村五郎委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達したいと思いますが、これにご異議ござい

ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないものと認めます。よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。

農地法第5条、番号2、—————所有の農地を—————が自己用住宅へ転用するための許可申請についてを審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局。

○事務局 続きまして農地法第5条番号2について説明させていただきます。

番号2、譲受人住所・氏名、—————、譲渡人住所・氏名、

—————。

次に、申請土地の表示になります。所在地、大字本野上字—————、地目は畑、面積は388平方メートルの1筆です。転用の目的は、自己用住宅になります。権利の内容は、売買によります所有権移転となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いいたします。

場所は—————区内、コメリの西にある場所になります。

次に、申請の事由ですが、賃貸アパートで子供たちも成長し手狭になったので土地と住宅の購入を決意しましたということです。

次に、計画の内容ですが、次のページの配置図と平面図もごらんください。

土地造成は388平方メートルです。建築物は、専用住宅1棟、木造2階建て、建築面積は58.79平方メートル、排水処理方法は公共下水道となっております。

次に、資金計画ですが、—————

—————ということです。現在お返ししております申請書に、—————も添付されておりますので、あわせてご確認をお願いいたします。

次に、農地の状況ですが、長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区域でも市街化調整区域でもないその他の区域となります。また、農地の区分としては、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

なお、申請地は県立長瀬玉淀自然公園の普通地域内にあり、町道幹線23号線に接道しております。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、4番、田嶋武明委員の説明をお願いします。

○4番田嶋武明委員 4番、田嶋です。

先だって17日の午後、事務局の村田さんと現地を調査に行っていました。この案内図と右側の公図がありますけれども、公図の黄色く塗ってあった上のほうにも2軒、それから、左のほうに3軒くらいお家が建っています。これは多分、昔同じ人が所有していたのが分筆してそれぞれの人が売ったと思うんですけども、住宅には最高の場所だと思います。この案内図の下の方にくるともう小学校へ行っちゃうし、右のほうへちょっと行くと中学なので、最高の場所だと思います。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長 田嶋武明委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないものと認めます。よって、本件は許可相当の意見を付して、県知事宛て進達することに決定いたしました。

以上で議案の審議は終了いたしました。

---

#### ◎その他

○議長 次に、その他でございます。5月の委員会日程でございますが、25日木曜日午後3時からとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 では、5月25日木曜日午後3時からといたします。

事務局から何かございますか。

○事務局 先月の農地転用許可の状況ですが、先月、農地法第5条の2件、申請がございまして、その件につきましては、平成29年4月17日付で許可となっております。

また、「緑の羽根」を今年度も皆様の積立金から購入させていただきましたので、配付をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

以上となります。

○議長 では、以上で本日予定した議案は全て終了いたしました。

これで議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

---

◎閉 会

○事務局 これをもちまして、農業委員会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

(午後3時17分)

上記のとおり会議の顛末に相違ないことを証するため、下記のとおり署名する。

平成29年4月26日

議 長 齊 藤 實

署名委員 中 井 孝 志

署名委員 高 橋 満